

第139回 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和5年(2023年)2月22日(水) 午後2時07分から午後3時45分まで
開催場所	八王子市役所 事務棟3階 包括外部監査執務室及びウェブ会議
出席者氏名 (審議会)	橋本 基弘会長、宮内 宏副会長、石井 修一委員、大内 篤子委員、 竹澤 勉委員、福島 良樹委員、文 景令委員、山本 法史委員
出席者氏名 (事務局)	市川厚夫公文書管理課課長、越智博明同課主査、内村美月同課主任、 島林和哉同課主任
出席者氏名 (説明者)	【諮問第192号】田島宏昭健康医療部成人健診課長、新藤健同課主 査、半田朋彦健康医療部保健総務課主査(1名on-line) 【諮問第193号】上川正高市民部市民課長、豊田慎吾同課課長補佐 兼主査 【諮問第194号】大澤吉隆健康医療部大横保健福祉センター館長、 内藤啓一同センター主査(2名on-line) 【報告事項 ア】平井智也市民部市民生活課長、羽田信同課課長補佐 兼主査
欠席者氏名	加藤 隆之委員、坂本 佳子委員、寫田 良樹委員、臺丸谷 昇委員、 堀 麦枝委員、村上 康二郎委員
議 題	(1) 審議事項 ア 子宮頸がん検診結果及び子宮頸がんワクチン接種歴の照合に係 る個人情報の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略につい て【諮問第192号】 イ 市役所本庁舎設置のキオスク端末に設置する防犯カメラにおけ る個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について【諮問第 193号】 ウ 出産・子育て応援交付金事業における個人情報の目的外利用に ついて【諮問第194号】 (2) 報告事項 ア 八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラ

	<p>(諮問第190号)に関する報告</p> <p>イ 個人情報を取り扱う事務の届出について</p> <p>ウ 個人情報の開示請求に対する存否応答拒否について</p> <p>エ 令和3年改正個人情報保護法について</p> <p>(3) その他</p> <p>次回の日程ほか</p>
公開・非公開 の別	<p>公開。</p> <p>ただし、(1) 審議事項イ、(2) 報告事項ア、ウ は非公開。</p>
傍聴者の数	なし
配布資料	<p>1 第139回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会参加者名簿兼次第</p> <p>2 審議事項の資料</p>

【橋本会長】 ただいまから第139回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。現状何名の委員が御出席ですか。

【越智主査】 現状8名の皆様に、出席いただいております。

【橋本会長】 定足数を満たしておりますので、この会は有効に成立しているということをお報告いたします。

今共有画面で御覧になっているように、それぞれの委員の方の出席場所、御覧のとおりということになってございます。出席予定の委員は今画面共有しているとおりでございます。

この審議会でございますけれども、毎回申し上げていることではございますが、公開が原則ということになっております。本日の審議事項のイ、それから報告事項のア及びウにつきましては、附属機関及び懇談会等に関する指針によりまして非公開と定められております行政運営に関する案件ということでございますので、非公開としたいと思っております。なおこれらの案件を除きまして、もし申請がありましたら市役所本庁舎に用意しておりますウェブ会議画面を視聴する形式で傍聴を許可したいと存じますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは次第に従いまして審議事項に入りたいと存じます。

越智主査審議事項アの諮問第192号でございます。実施機関の入室をお願いいたします。

〔諮問第192号の実施機関入室〕

【橋本会長】 御承知のとおり、前回の審議会からの継続案件でございます。審議事項は諮問第192号、子宮頸がん検診結果及び子宮頸がんワクチン接種歴の照合に係る個人情報目的の目的外利用、外部提供及び本人通知の省略について、これが議題でございます。

それでは前回にも実施機関に出席いただきまして説明をいただいておりますけれども、なお今回も、前回に引き続きまして御説明をお願いしたいと思います。

それでは説明に先立ちまして、諮問の要旨でございますが、事務局から御説明をお願いいたします。

【越智主査】 はい、それではまず全体の御連絡と諮問の要旨を含めて事務局からお伝えいたします。

まず画面共有についてですが、御覧のとおりMicrosoft Teamsの画面共有機能を使用して、説明中のページを映す予定です。

その場合も、説明中のページ数は随時お伝えしますので、市側の共有画面またはお手元のPDF資料の、御都合のよろしい方を御覧ください。

また、回線に負荷がかかり挙動が遅くなった場合は、資料の画面共有を中止する場合がございますので、御容赦ください。

なお、PDF資料には、注釈機能を使い、紙でいうタグに当たるものをつけております。黄色い吹き出しマークをクリックすると該当ページに飛ぶことができますので、御利用ください。

2点目として、ウェブ会議利用規約についてお伝えいたします。

PDF資料2ページにウェブ会議利用規約を掲載しております。こちらの利用規約を御一読いただく規定となっております。

3点目として、会議録について説明とお願いがございます。

皆様の発言を、全て録音いたしまして、録音データをもとに会議録を作成します。録音の方法についてですが、音声のみをICレコーダーで録音する方法を取ります。ただし、機材トラブルや回線不具合が生じた場合は、ウェブ会議システム上のレコーディング機能に切替え、音声に加え、映像を録画する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、録音データを確認する関係から、御発言の際は、挙手または挙手ボタンをクリッ

クの上、お名前を名乗られた上、御発言をお願いいたします。

なお、音声不具合があった場合等、Microsoft Teamsのチャット機能も御利用ください。

それでは審議事項の説明をさせていただきます。PDF資料の4ページを御覧ください。

本案件は、前回12月の審議会で審議の末、継続審議となった案件でございます。本日は、前回審議の末、必要になった諮問文の訂正、追加資料の提示を、この後実施機関からさせていただきます、必要に応じて委員の皆様から御質問をいただき、継続審議をお願いいたします。資料の構成は、PDF資料の4ページから始まる前半部分に、追加資料を配置しています。

PDF資料、ページは飛びまして203ページから始まる後半部分に、前回資料から変更がなかったものを、参考配置しています。右上に再掲と表示しています。再掲資料については、実施機関からの説明は省略させていただきます。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が、健康医療部成人健診課及び保健総務課ですので、同課の職員が同席しております。

その他補足説明につきましては、実施機関から説明をいたします。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** ありがとうございます。それでは早速でございますが、実施機関の方から今回付け加えられた点を中心に御説明をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

まずお立場とお名前を教えていただいて、御説明をお願いできればと思います。よろしく願いいたします。

**【田島課長】** 今回実施機関として参加させていただいております、成人健診課の課長田島でございます。

それと、今回我々の方が二課でやっております、子宮頸がん検診の方が私の成人健診課で所掌している事務の部分でございます。それと、HPVのワクチンの接種履歴の方につきましては保健総務課の職員が参加しております。

それでは、前回12月の審議会に引き続きまして、継続審議となっております、子宮頸がんの検診結果とHPVワクチンの接種歴の照合におけるワクチンの有効性評価研究への協力についてということで、御説明をさせていただきたいと思っております。

こちらについては、大阪大学の方から協力依頼がございまして、前回の12月の審議経

過についても、大阪大学の方にも説明をしているところでございます。

次の、審議会が2月の下旬になるということも先方にはお伝えさせていただいた中で、それまで情報提供ができない旨を、研究班の方に説明をしております。それでも、八王子の情報が最終的にいただけるかいただけないかというジャッジが12月の段階ではできておりませんが、2月に開催する、今日に至るところまで待てるかというところを大学の方と協議をしましてまいりました。大学の研究班とすると、八王子市程の人口規模を持って、かつ高いがん検診、ワクチン接種（追加）の質を把握されている情報というのは、国としても貴重なデータであるということも言うておりました。ですので、研究班としましては今回ぜひとも情報提供をしてほしいということで、2月末まで待つて答えをもらいたいといったことの報告を受けております。

それを受けまして、本市としても協力の依頼の背景ですとか、八王子が評価いただいている実情の部分垣間見ましたので、本市の市民にはもとより、国としても子宮頸がんを苦しむ方を減らしていくという目的を達成するために、この国家的公衆衛生事業に協力をし、しっかりと期待に応えていきたいと考えておるところでございます。

本日は、前回からの継続審議となる要因となりました、主に情報提供の内容ですとか取扱いについて、御説明させていただきたいと思っております。その上で、御審議をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

**【新藤主査】** 成人健診課担当主査の新藤と申します。

続きまして、私から詳細について、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず前回委員の方々からいただいたところを踏まえまして、順を追って御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、大阪大学大学院の依頼文、ここをきちんと御提示をするようにというお話をいただきました。きちんと収受をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、この依頼文の中にきちんと匿名化した情報をいただくものと、提供を受けるものというところで、なおかつ大阪大学の倫理審査の承認を得ているというところが明記をされているというところでございます。

一方で、この倫理審査というのは、一つの大学の中で完結をしてその大学が上げればいいのかというようなお話も前回いただいていたかなと思うのですが、この倫理審査というのは一つの医療機関、大学で完結というよりも、そこの中でのルールというものではなくて、文部科学省、厚生労働省、経済産業省による「人を対象とする生命科学・医学系研究

に関する倫理指針」というものが出されておりました、こういったものに基づいて審査をされているということを御報告させていただきたいと思っております。ですので、こういった事業がしっかりとした国家的なプロジェクトかどうかというお話も前回いただきましたが、大阪大学大学院から協力の依頼を受けているというところでございますが、この事業というのは日本医療研究機構、AMEDとっておりますが、委託事業として大阪大学が受けて実施をしているというところでございますので、国の公衆衛生施策として位置づけられているというところ、それから先ほど申し上げた倫理審査を含めて実施方法等については国でも十分に審査がされた上で実施が認められているというところでございます。

また一方で、この匿名化された情報というものの定義について、前回非常に大きな議論があったかなと思います。ここで我々からどういったフォーマットで研究班にデータを提供するかというところお示しをさせていただければと思います。こちらが研究のフォーマットになっております。右の方に、検診を受けていただいた年度、続いて症例対照というのがありまして、症例というのはがん検診を受けていただいて精密検査が必要であったかどうか、必要とされた人。対照というのは必要がないと判断された人。その結果と受診年と受診月、受診日については全て削除をしております。そして年度末年齢、それから過去に子宮頸部の異常があったか。そして、ワクチンの接種歴が入ります。それから転入歴等をいれまして、精密検査が必要だった方についてはその結果と受けた年、月というものをお示しするというところですので、統計データというふうに処理ができていますのかなと考えておるところでございます。

さらには、先ほど倫理審査の部分でお話を差し上げましたが、この国の倫理指針に基づいて大阪大学の方で倫理審査を通したというところというところ、このフォーマットについてはきちんとこの倫理審査上の匿名化というものが済まされていると我々は理解をしているというところでございます。

また、前回のお話の中では、こういった依頼というものが八王子市だけに来ているのかと。そういったお話もあったかと思いますが、この研究協力、このフォーマットも含めまして全国20を超える政令市、中核市が参加をしているというところでございます。一例を挙げさせていただきますと、例えば政令市ですと神戸市、福岡市、熊本市、岡山市。それから中核市ですと金沢市、船橋市、旭川市、松山市、鹿児島市、豊橋市。こういったところが協力をしているというところでございますので、我々もそれに準じて提供の準備を進めたいというところでございます。

こういったところを踏まえまして、しっかりとこの審議会の中で公益上必要だとお認めいただいた場合には、しっかりと覚書の締結をしていこうと準備を進めているところでございます。こちら、案でございますけれども、しっかりとこういった覚書を取り交わしまして情報提供、また情報の取扱いが適切に行われていくように配慮したいと考えております。

最後ですね、今回この対象者の中で研究に協力をしたくないとされる方については、しっかりと申出の機会をつくるということが倫理審査上記載されておりまして、我々もその準備を進めるというところで、そのオプトアウトの案もお示しを、ということで前回お話をいただいております。今回我々の方でも研究班と話をしまして、こういったオプトアウトのホームページの掲載案もお作りをしているというところで、対象の方についてはしっかりとお求めがあればそういったところは停止していく、そういった機会も提供していきたいと考えているところでございます。

我々からの説明は以上です。

**【橋本会長】** ありがとうございます。前回の御説明に加えて追加的な資料も提示していただきましてありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御意見あるいは質問を受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

宮内副会長。よろしく願いいたします。

**【宮内副会長】** 今回かなり明確になったと思っておりますけれども、191ページフォーマットをもう一度出していただけますか。これは統計情報とは言わないと思えますけれども、1行ごとに一人の市民のデータということですよ。それで合っていますか。

**【新藤主査】** はい、そうです。

**【宮内副会長】** そうすると、ここから個人が特定できるかどうかというのは、いろいろなケースがあると思います。これ自体は統計情報とまでは言えないけれども、かなり個人の特定性が小さいデータです。後ろの方の精密検査の結果で、書いてあることは何の意味か分からないので、これがプライバシーに属するデータとして重要なかどうかというのは分からないですが、その辺りを説明していただければと思うのですけどいかがでしょうか。

**【橋本会長】** ありがとうございます。いかがでしょうか。

**【新藤主査】** プライバシーといいますと、まず本人に帰する情報かということかと

と思いますが、確におっしゃるとおり精密検査の結果でどうだったかというところがありますので、例えば何かと照合できるような状況になればその方にたどり着く可能性もあるかと思いますが、そういった情報は一切提供しないで、この情報だけをお渡しするということになりますので、しかも精密検査の受診日のところ、月日の日は削除をしていくところになりますので、限りなくこの情報だけをもって本人帰属していくというのは、戻すことは難しいのではないかなと考えています。

【宮内副会長】　　ここの精検結果に書いている、このCINとかMICとか、どういう種類のことを言っているのですか。

【新藤主査】　　失礼いたしました。子宮頸がんに至るまでは、通常の、例えばがん検診ですと、がんがあるかどうかという判断をしていくのですが、子宮頸がんの場合は、子宮頸がんに至るまで段階を踏んでいくところになっておりまして、このCIN1、2、3というものを経てがんになっていくところになりますので、まずその精密検査の結果としてここが入っているところになります。

【宮内副会長】　　個人に関してデリケートな情報って多分この精検結果ではなかろうかと思っているのですが、それなりにデリケートな結果でも、本人を特定するのは極めて難しいと。こういう状態で提供しようと、こういう理解でよろしいですか。

【新藤主査】　　はい、おっしゃるとおりです。

【宮内副会長】　　分かりました。私からは以上です。

【橋本会長】　　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

では私の方から1点、さっきオプトアウトということについて御説明いただきましたけれども、これはもう少し詳しく教えていただきたいのですが。

【新藤主査】　　はい。今回は提供情報については匿名化をされているというところで、お一人おひとりから御同意をいただくという必要はないというところなのですが、こういったものを提供しますというところを掲げまして、その中で、ここに該当する方で私の情報は提供してほしくない、というところについて申し出をいただく機会をつくると、そういったところがこの倫理審査の承認を得た一つの項目になっておりますので、それを今回提供に先立ちまして我々の方でもホームページ上で発信をしていくと。その中で手挙げをされて、拒否を申し出た方についてはその方の情報は削除をしていくということでございます。

【橋本会長】　　そうすると、対象となった方一人ひとりに例えば通知をして、どうしま

すかということではなくて、これは本人通知ということになるだろうと思いますけれども、そうではなくて一般的にホームページでこんなことをしますけれども、異議ある方は申し出て下さいというふうな形でも周知を図るということですか。

【新藤主査】 はい、おっしゃるとおりです。

【橋本会長】 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

【〇〇委員】

今のオプトアウトのお話なのですが、ホームページ上に記載する文言というのはもう決まっているのですか。

【越智主査】

194ページのHPVワクチン有効性評価のためのという、こちら。この194ページから始まる情報全てを八王子市のホームページに公開する予定ということによろしいですかね。

こちらの資料の1、研究の目的、2、研究の対象、3、研究方法、4、研究に用いる試料・情報の種類、5、外部への試料・情報の提供、6、審議会への諮問、答申、7、予定研究期間、8、研究組織、9、問合わせ先として、大阪大学と八王子市を併記させていただいて、拒否を申し出る方は連絡をするという情報の全てを八王子市のホームページに掲載する予定でございます。

【〇〇委員】 ありがとうございます。ただ、何て言うのでしょうか、これは八王子市のホームページの、例えばお知らせ覧とかニュースのところにURLというか、飛べるようになっていて、そこをクリックするとこのファイルが見られるということなのではないでしょうか。

というのも、八王子市の方だと八王子市のホームページを見る機会も多いとは思いますが、このデータ提供された方々が、全ての方々がここに何の障壁もなく行き着くことができるのかどうかと。本人通知ではないけれども、本人通知に準じた方法になっているのかが少し気になったものですからお聞きしております。

【新藤主査】 そうですね、我々の方でがん検診にかかわるページというのを持っておりますので、そこで明確に表示をしていくというところかと思えます。

【田島課長】 あとはワクチンの方のページからも、もちろん同じような形で飛べるようにはしたいと思えます。

【橋本会長】 分かりました。

【〇〇委員】 同じような質問なのですけれども、ホームページにこういうような文書が書かれている案内みたいなものがありますということをお一人ひとりに通知されているのですか。要するに、そんなものは知らなかったという方が出てこないかどうか。そのところが心配なのです。だから受診者、市のホームページのここにこう書いてありますよということをお伝えしているかどうかということなのです。伝えたときには何にも知らなくて、時が過ぎているということも起こり得るので、それはどうですか。

【新藤主査】 先ほど申し上げたこの情報というのが、かなり匿名化をされているというのが一つと、我々、大阪大学と先ほど申し上げたように倫理審査を通っている方法に準拠してやらせていただくというところになりますと、しっかりとホームページで発信をしていくということがその一つの要件になっていると考えますので、分かりやすく表記はしていくというところは間違いないと思いますが、お一人おひとりに、というところは考えてはいないというところになります。

【〇〇委員】 そうすると、先ほどの委員と同じ質問ですけれども、たどり着けない人はどうするのですか。

もしそういうところがあるのであれば市で個人個人に言わない限り、説明しない限りホームページなんて見ませんよね。ホームページ見ていってここはこういうような、大阪大学の提携のそういう話についてこうなっていますよという話は分かっている人と分かっていない人と出てくるのだけれども、それは構わないのですか。

【橋本会長】 匿名化を図った上で、個人を特定できないような形で本人通知を省略するということがプライバシーの保護は図っていきましょと。ただ、屋上屋を重ねることにはなるかもしれないけれども、一応ホームページを通じて、こういったことやりますよということを周知して、気づいた方はこのオプトアウトという機会を設けましょと、そういう意味で言うと実施機関からすると、匿名化をした上でさらに個人情報の保護を図ったという、そういうことがオプトアウトという制度なのだ、ということですね。

【〇〇委員】 受診前に、いわゆるもう最初の段階ですね、受診前にこの結果は大阪大学と提携、研究資料として提供しますよと。それに関する内容をホームページに載せますよって受診前に一人ひとりにお話するってことはないですか。精密検査に行く前。一番最初、受診前です。

【新藤主査】 あくまで後段で出てきたお話ですので、それを事前にというところは、全くこういったお話はなかった中で進んでいるというところなので、そういったお話では

ないのかなと思います。ただ委員がおっしゃられるように、もう少し手段を考えるとといったときに、こういったホームページに載せるだけではなくてこのようなオプトアウトのものを紙ベースで、我々が健康医療部という医療・健康にかかわる部署でございますので、その関連の所管に例えば掲示なり配架なりということができるようということとは考えたいて考えております。

**【〇〇委員】** 一番心配なのは受診者一人ひとりが、自分のデータ、最低限だろうが、何だろうが自分のデータが大学の研究資料になっているというところ。それを一人ひとりが許可しているかどうか。許可していないのに、八王子市として提供するのはいかがなものかという考え方もあるのですね。

**【宮内副会長】** よろしいでしょうか。先ほどの橋本会長おっしゃったとおりだと私は思っています、4ページのところもう1回出してもらえますか。

ここに書かれていますとおり、目的外利用と本人通知の省略が今回の諮問の内容なわけですね。ですから、ここで本人に通知をしなかったら駄目ということであれば、この省略を認めないということになるということだと思っておりますが、今話している内容というのは、可能な限り匿名化して、それで一応本人が気がつけばオプトアウトもできるよということまでしているから、本人通知を省略してもよいじゃないかと。こういう趣旨で進んでいるのだと思っています。私の個人的意見では、ここまでやっていればいいのではないかと思っているのですが、それを今議論しているということなので、必ず全員に届かなかつたら駄目ということであれば、本人通知の省略はできないということで、これについては、諮問に対して駄目です、ということになるのだというふうに理解しています。私としてはこのくらいでいいと思っているということで、どうぞよろしく願いいたします。

**【橋本会長】** ありがとうございます。いかがでしょうか。

**【〇〇委員】** この目的外利用をするということ、一人ひとりが知っているかどうかでことなのですね。要はね。受診者一人ひとりが、こういう、要するに目的外利用しますよ。八王子市としては大学と提携して目的外利用しますよ、そういうことを本人一人ひとりが知っているのかどうか、この文書を見ていけば分かるのだけれど、この文書も一人ひとりのところまで行っているのかどうか。そこが気になるのですね。

**【橋本会長】** それはこれから例えば受診された方のデータを利用しますよ、研究に利用しますよということであれば、検診のときにそういった旨、通知をして同意を得ることはできるわけなのですけれども、既に行われたその検診についてのデータということ、こ

れを提供するわけですので、そこで本人通知はなかなか難しいということで今回、こういう諮問をいただいたと理解しております。そういえば、〇〇委員がおっしゃるように本人にこういった研究、非常にセンシティブな研究だと思いますので、情報提供するという点については本人の意思が反映してもいいのかなとは思いますが、なかなかそれは難しいということ前提での今回の諮問と承っておりますので、匿名化を可能な限り図って、本人が誰であるのか、対象は誰であるのか分からなくした上で、しかもオプトアウトという、屋上屋を重ねるようなと言っているか分かりませんが、そういう手当もしているのだということで、これを認めてほしいという趣旨だと理解しています。そんなところでよろしいですね。

【〇〇委員】　今回はしょうがないので、これからの、これから例えば来年再来年と続くわけですので、受診者にこういうことを事前に受診するときに、紙ベースで配られては無理なのですか。難しい問題ですか。将来的にということとは。

【新藤主査】　今回これ1回だけの提供ということになりますので、以後この事業が続くというわけではありません。

【〇〇委員】　そうか。分かりました。

【橋本会長】　ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。どうでしょうか。

はい、前はよく分からなかった事務事業の趣旨とか目的とか、先方からの依頼について今回丁寧に説明をしていただきまして、大変ありがとうございました。そのような形でこれから審議を進めてまいりたいと思います。実施機関に対して御質問なければこれで実施機関の方には退室をお願いするというので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】　それでは、詳しい説明いただきましてありがとうございました。

〔諮問第192号の実施機関退室〕

それでは、今熱心に御審議いただきました諮問第192号でございますけれども、この諮問に対して目的外利用それから外部提供、本人通知の省略、これはお認めするとのことで取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】　ありがとうございます。それでは特に御異議ないということで理解をさせていただきます。

これについての答申文案でございますけれども、画面共有をお願いできますでしょうか。  
はい、それでは、事務局から朗読、お願いできますか。

**【内村主任】** では、記書き以下を読みあげます。

本件個人情報の目的外利用及び外部提供については、市民の健康の向上に寄与するものであり、公益上必要であると認めます。

また、本人通知については、本人に対する通知を省略しても特段の不利益が生じないと思われ、かつ対象者への通知数が大量であるため、特に必要がないと認めます。

付記、個人情報の外部提供先となる大阪大学大学院医学系研究科産科学婦人科学教室に対しては、次の条件を付する。

(1)個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守し、利用目的以外への使用及び外部提供を禁止すること。

(2)不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。この答申文についてはいかがでしょうか。  
よろしいでしょうか。どうぞよろしく願いいたします。

**【〇〇委員】** 最後のところで廃棄すると出たのだけれども、どんな状況で廃棄するのですかね。廃棄の仕方みたいなことはどういうことか伺いたいです。

**【橋本会長】** これはあれですね、どなたにお伺いすればいいのか。実施機関が退出していますので、電子データをどのように処分するのか、紙ベースでシュレッダーにかけるのか。それはもうお任せってことでいいですかね。

**【越智主査】** 事務局、越智です。こちら、これまでの目的外利用、外部提供等もこういった付記条件をつけております。その手法については、定めはありませんので、廃棄あるいは消去ですね、確実になくすことをということで、その手法までを指定しているわけではございません。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。ちょっとここはあれですよ、大阪大学とも関係ありますので、これにつきましては確実に廃棄してくださいという、そういったお願いをするということにとどまるのかもしれない。

**【宮内副会長】** 宮内ですけれども、一般的には紙で渡した場合にはそれを返す、要は返却ですよ。データで渡した場合には確実に消去して消去しましたよという、そういう

証明書まで求めるかとかそういうのは少し難しいとは思いますが、そういう通知を少なくとも、そういう報告を何らかの形でこちらに見せていただくことになる、これは普通だと思います。ですので、消したら消した報告してくださいよ、ぐらいは多分大阪大学も応じてくれると思うので、そのぐらいの処置でやるというのが妥当ではないかと思いません。

【橋本会長】 分かりました。ありがとうございます。

そのような具体的な消去についての通知というか、これもまあ覚書の中にありましたよね。覚書の中で整理していただいて、確実に期していただくというのがいいかもしれないですね。

【越智主査】 その点、実施機関とも共有・指導させていただきます。

【橋本会長】 分かりました。そういった意見があったということだけお伝えいただけますでしょうか。

それを踏まえまして、この答申文(案)でございますが、このような形で御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 はい、ありがとうございます。それでは諮問第192号についてはこのような形で進めさせていただきます。ありがとうございました。

それでは次の案件でございますが、本日は三つ諮問案件がございますが、次、審議事項イになります。

審議事項 イ「諮問第193号 市役所本庁舎設置のキオスク端末に設置する防犯カメラにおける個人情報の本人外収集及び本人通知の省略について」は、八王子市情報公開条例第8条第6項アにより非公開

【橋本会長】 それでは引き続きまして、審議事項のウ、諮問第194号でございます。出産・子育て応援交付金事業の実施の実施に係る個人情報の目的外利用、これが議題でございます。

それでは実施機関に入室をしていただきまして、諮問の要旨についての事務局の方からお願いいたします。

【越智主査】 はい。それでは事務局から諮問の要旨について説明させていただきます。

PDF資料の222ページを御覧ください。なお本諮問については、実施機関がTeams上オンラインでこれから参加をする予定になります。

こちらは先の審議事項ア、イと異なり、新規の案件になります。本件は、厚生労働省通知に基づき、本市が出産・子育て応援交付金事業の実施主体として対象の妊婦の方に経済的支援を実施するものです。本事業の案内を対象者に通知するに当たり、妊娠届により収集した個人情報をも目的外利用し事務の円滑な実施を図るものです。

本案件につきましては、実施機関であります諮問担当課が健康医療部、大横福祉センターですので、同課の職員が参加いたします。

諮問文2の目的外利用の項目を中心に実施機関から説明をいたします。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。

それでは実施機関の方から御説明お願いいたします。まずお立場とお名前を教えてください。上で御説明をお願いできればと思います。

〔諮問第194号の実施機関入室〕

**【大澤館長】** 承知いたしました。私、健康医療部大横保健福祉センターで館長をしております大澤と申します。

それでは私から、出産・子育て応援交付金事業の実施にかかわります個人情報の目的外利用につきまして、御審議いただくに当たり、資料に基づきまして当該事業の概要並びに目的外利用について御説明をさせていただきます。

本事業につきましては、国の令和4年度第二次補正予算により事業化されたものでございます。

本事業では、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に乗れることによって、様々なニーズに即した支援になる伴走型支援と言われるものをより一層充実させることによりまして、安心して出産・子育てができるようにしてまいりたいと考えております。その際に、経済的な支援を伴走型相談支援事業と一体的に実施することによりまして、妊婦面談等の面談実施率が向上することで、事業の実効性をより高めることができるようになります。今申し上げました、経済的支援事業では、妊娠届出や出産届出その他妊婦等に対しまして、ネーミングといたしましては出産応援ギフトや子育て応援ギフトといったものを支給することになります。

お手元の資料の国資料の本資料を御覧いただくとよく分かるのですが、資料とい

たしましてはA 4横の資料ですね。資料上部の帯に出産・子育て応援交付金と書かれたものになってございます。この中で、黄色い矢印の先にあるとおり、妊娠届出時及び出生届出時にそれぞれ5万円を給付すると。これによって妊婦面談等の向上率を上昇させていこうというものになっております。

本件諮問におきましては、諮問文2(2)対象者のうち、出産応援ギフトの支給対象者の中でいわゆる遡及対象者に当該ギフトの申請書等を主管から送付する際に、諮問文2(2)のイ、個人情報の項目に記載がございますとおり、妊娠届受付事務により取得いたしました、妊娠届出書記載の個人情報のうち、対象者の住所でありますとか、氏名、カナ氏名及び生年月日を目的外利用して事務を行う必要があるため、本審議会に諮問をさせていただいております。

説明は以上になります。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。

今の御説明に対して質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

では私から1点、お尋ねしてよろしいでしょうか。対象者のところですが、(2)対象者、これウが対象ということは分かるのですけれども、アとイについてはどういうふうな理解でよろしいでしょうか。

**【大澤館長】** はい。まず事業開始日以降に、アですね、妊娠の届出をした妊婦につきましては、面談をさせていただきまして、その中で面談が済んだものに対して5万円相当のギフトを給付するといった仕組みになりますので、その場で申請書等を書いていただきまして、同意をいただくといった手続きが入ってまいりますので、諮問の対象外という整理をさせていただいております。

また、イですね、令和4年4月1日以降事業開始日より前に出生した児童の母につきましては、住民基本台帳から対象児童の個人情報により通知先を確認させていただきますので、住民基本台帳法に基づく目的外利用となるため、諮問の対象外と整理をさせていただいているところになります。

**【橋本会長】** 住民基本台帳法上の目的外利用というのは、本条例対象外という理解でしょうか。

分かりました。目的外利用で要は収集するという。なるほど分かったような気がしますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。これは給付ということが目的でございますので、しかも国の事業

ということでもありますので。これはお認めせざるを得ないだろうと考えているのですが、  
れども。もし質問がなければこれで実施機関の方には御退席をお願いしたいと思います。  
それではありがとうございました。

〔諮問第194号の実施機関退室〕

【橋本会長】 それではよろしいですかね。お認めいただいたということですので、  
答申案の朗読をお願いできますでしょうか。

【内村主任】 では、記書き以下をお読みいたします。

本件個人情報の目的外利用については、出産・子育て応援交付金事業を円滑に実施する  
ために合理的と考えられるので、公益上必要であると認めます。

付記、個人情報の提供を受ける健康医療部大横保健福祉センターに対しては、次の条件  
を付する。

- 1、個人情報を適正に管理するとともに個人情報保護のルールを遵守すること。
- 2、不要となった個人情報は、迅速かつ確実に廃棄すること。

以上です。

【橋本会長】 はい、ありがとうございます。答申文でございますが、いかがでしょう  
か。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 それでは答申として確定したいと思います。ありがとうございました。

本日用意しております審議事項は以上でございます。次に、報告事項に移りたいと思  
います。

報告事項 ア「八王子駅南口総合事務所ほか13事務所に設置する防犯カメラ（諮問第  
190号）に関する報告」は、八王子市情報公開条例第8条第6項アにより非公開

【橋本会長】 それでは、報告事項イでございます。個人情報の事務の届出ですね、報  
告を事務局からお願いいたします。

【内村主任】 では、報告事項イ、「個人情報を取り扱う事務の届出について」報告を  
いたします。個人情報保護条例第8条第1項及び第3項におきまして、実施機関が個人情  
報を取り扱う事務を開始、変更及び廃止をする際には、市長に対する届出義務を規定して  
おります。本件は同条第4項に基づき、各実施機関からの届出に関する事項を審議会に報

告するものでございます。

資料284ページを御覧ください。前回の審議会以降、実施機関からの開始の届出が1件、変更の届出が1件、廃止の届出がゼロ件ございました。各実施機関における届出の内容につきましては、報告の資料のとおりとなっております。

事務局からは以上です。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございました。これはよろしいでしょうかね。

報告事項 ウ「個人情報の開示請求に対する存否応答拒否について」は、八王子市個人情報保護条例第16条第1項により非公開

**【橋本会長】** それでは次でございますが報告事項のエ、令和3年改正個人情報保護法について、事務局の方からどうぞよろしくお願いいたします。

**【越智主査】** それでは報告事項エの説明をさせていただきます。資料の291ページから御覧ください。

本日、法改正の関係では3点、報告をいたします。

1点目が、表示をしている審議会答申の再整理について。2点目が、本市職員向けの研修について。3点目が、国の個人情報保護委員会の説明資料についてです。

まずは1点目の291ページ、審議会答申の再整理についてです。御覧いただいているとおり、前回12月の審議会で国のガイドラインを御紹介し、法改正前の審議会答申について再整理を行う旨、報告をしておりました。本日は事務局による点検結果を報告します。

資料準備の関係で、昨日の事前送信に間に合いませんでしたので、画面共有で失礼をいたします。今、共有をしております審議会答申の再整理についてです。次のページに移りまして、前回審議会分までの全189答申を再整理し、いずれも改正後の法にのっとった運用が可能と考えられると、事務局として整理をしました。全6分類に分けて御説明をいたします。分類は件数として割合の高いものから順番に並べています。

一つ目が、次のページの防犯カメラ等の案件で全体の4割弱を占めていました。御覧のとおり、改正後の法の規定のうち、防犯カメラ等の案件で関係する規定については同等の項目を現行条例下で審議会委員の皆様にご審議をいただいているため、改正後の法にのっとった運用が可能と考えます。

続いてのページで、二つ目が本日の交付金のような給付金等のような目的外利用等の案

件です。こちらにも御覧いただくとおり、詳細は次のページになりますが、改正法と同等の項目を現行条例下でも審議会委員の皆様にご審議をいただいているため、改正後の方ののりとした運用が可能と考えます。

続いてのページで三つ目、オンライン結合の案件です。こちらは国のガイドラインにもあるとおり、オンライン結合の制限自体がなくなりますので改正後の法にのりとした運用が可能と考えます。

続いてのページ、四つ目が過去旧条例を改正したときの諮問案件です。こちらは、現行条例、旧条例自体が廃止となるため、再整理が不要と考えます。

次のページ、五つ目として、特定個人情報、マイナンバーの保護評価の第三者点検の案件です。こちらは、根拠法が番号法に基づくものなので、今回の個人情報保護法改正の影響を直接受けなため、再整理は不要と考えます。

次のページ、最後六つ目として、累計諮問、目的外利用や外部提供についてパターン化し可能なケースを過去に類型として諮問したケース、こちらは根拠となる旧条例自体が廃止になるため、これに伴って今後は改正法に基づき適正に判断して事務を行うこととなりますので再整理は不要と考えます。

以上が事務局としての再整理の結果の報告になります。

2点目として、292ページ、本市職員向けの研修について御報告いたします。ちょうど本日からは全職員向けに庁内研修を行っております。4月以降の法改正に向けて、本市職員として事務上変化がある部分、変化がない部分含めて制度を解説したものになります。本日は時間の都合上全てのページを解説ということはいませんが、特に審議会の皆様に関連する案件としてこれからお伝えをいたします。目的外利用や外部提供の関係を職員向けにも強調して伝える予定です。

308ページを御覧ください。ここで法改正後も変わらないこととして、個人情報取扱い前の相談について職員向けに説明をします。

個人情報を取り扱う事務を開始する場合や外部提供をしようとする場合は、これまで同様引き続き公文書管理課に事前相談を行うよう、伝えるものです。法的に適正な取扱いかどうかを事務局含めて一緒に検討して、必要に応じて国の保護委員会に対して技術的助言を求めの方針でいます。

続いての309ページ、特にということで先ほどもお示した、割合の高い防犯カメラ、ドライブレコーダー等の件については、見出し化して強調をしています。こういった防犯

カメラ等を設置して個人情報を収集する場合はこれまでも審議会の議論でもいただいております。重大な権利利益の侵害になり得る可能性が高いものなので、引き続き事業計画段階で公文書管理課に相談をするよう、強調しています。加えて、諮問案件ではありませんが、引き続き審議会報告案件として報告をしていく旨を説明しています。その他は後ほど御覧いただければと思います。

研修資料について、以上になります。

最後、3点目として、313ページを御覧ください。こちらは国の個人情報保護委員会が今年の1月に自治体の職員向けに行った説明会の資料になります。個人情報保護委員会のホームページ上、まだ掲載はされていません。これからも掲載する予定なのかは分かりませんが、80ページを超える大部の資料になりますので、時間の都合上こちらも1ページずつの解説ということではありませんが、御確認いただければと思います。

目次だけ表示をいたしますが、個人情報保護法とはということで、315ページから始まる目次の部分で、個人情報保護法改正後のものについて、解説をしています。

続いて、それぞれの用語の解説等がされまして、次の316ページ、こちらは地方自治体に適用される規律、ルールについて解説がされています。

続く317ページについても同様にルールについての解説があるというものになります。

法改正関係の御説明について事務局からは一旦以上になります。

**【橋本会長】** はい、ありがとうございます。かなりボリュームのある資料でございました。質問というのいろいろな気がいたします、何かいかがでしょうか。

抜本的にいろいろなものが変わってくるということで、審議会としても何をどこまでというのはこれからしばらく手探りなのかなという気がいたしますけれども、走りながら慣れていくしかないということなのではないでしょうか。

**【宮内副会長】** 基本的に審議会等の関係は、393ページに列挙されていることですね、意見は求められるけれども、諮問しちゃ駄目よっていう、こういうことですかね。類型的に諮問を求めてはいけないということですね。

専門的な知識ではなくて、事実についてのこれでいいかどうかということについて、特に必要であれば諮問をすることはできるけれども、類型的に諮問させるとか、あるいは法律に合っているかどうかを諮問させることはできないよということを言っているのですよね、これは。

**【橋本会長】** そうすると、法令解釈については国が一元的に関与しますということ

すよね。自治体が独自に法令を解釈するということについては……。質問があったら個人情報保護委員会の方に聞いてください。実質的な助言になりますけれども、こういった建てつけということでしょうか。結構変わった感じがいたしますが。その審議会の役割等について、今後もいろいろな情報提供をお願いできればというように思いますので、引き続き事務局より、我々の方にいろいろと教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

ということでしばらくは新しい法律の下での審議会の在り方というのは模索が続くものかもしれませんけれども、そのような形でということであろうかと思えます。

もしなければ、この件につきましてはこれで終えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

【橋本会長】 報告事項は以上でございます。続きまして、4、その他でございますけれども、事務局の方から何かありましたらお願いします。

【越智主査】 事務局から事務連絡が2点ございます。1点目が次回の日程について、2点目が本日の資料ファイルの削除についてです。

まず1点目として、次回の日程についてです。本日まだこの場で次回の日程を確定できるものではないのですが、日程感だけお伝えできればと思います。次回は特定個人情報、マイナンバーの保護評価第三者点検の諮問予定があります。また具体的な日程については本日はなく日程調整を改めて行わせていただきたいと思います。分科会については4月下旬以降、審議会本会については6月中旬以降に開催を希望いたします。

2点目としては、ファイルの廃棄についてです。本日配付資料について、非公開情報を含みますので、配付資料、データの削除をお願いいたします。

事務局からは以上2点になります。

【橋本会長】 ありがとうございます。分科会については前回と同じように宮内副会長、〇〇委員、〇〇委員でよろしいでしょうか。

【越智主査】 はい。

【橋本会長】 分かりました、ありがとうございます。

では分科会の予定ということもありますので、恐らく6月から7月にかけて、6月中旬ぐらいには次回の審議会の開催を依頼することになるかと思えます。また日程につきましては調整いたしまして御連絡を申し上げたいと思います。

以上でございますが、何かほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

**【橋本会長】** それではないようでございますので、これもちまして第139回八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会を閉会いたします。どうもお忙しいところありがとうございました。